

現代中国民事訴訟の 展開と課題

小嶋 明美

一 現代中国民事訴訟の成立

(一) 戦時下の民事裁判^①

一九二一年に中国共産党が結成され、労働運動、農民運動を遂行し、日中戦争、国共内戦と続く中で行われた民事裁判は、戦時下ゆえの特徴を有していた。

法と裁判の存在意義は、勝利を勝ち取り、政権を強固にするという目的のためにあり、民事紛争は、人民内部の矛盾の表れ（先進と立ち遅れ、正しさと誤り、大衆の生産と生活の中での思想的・実際的問題）であり、訴訟はその矛盾の激化を防ぎ、人民の団結を強化するためであると考えられることから、訴訟は、法という客観的基準に従い判決



を下すよりも、説得と教育を通じて紛争当事者のみならずその周囲も含めた広い範囲の納得を得ることが目的であるとされ、裁判を担当する者には、何よりも革命的であることが求められた。

この時期、法院は各級政府の下におかれ、党委員会と各級政府の指導を受けた。そして、民事と刑事事件の中で重大なものについては、判決言渡し前に行政首長（政府や軍隊の上級指導者を首長という）の同意を得なければならなかった。

公開裁判の原則が宣言されており、開廷時には大衆の傍聴だけでなく発言を認め、重大な事件はあらかじめ公告し、さらに、典型的な事件の判決書を各村に印刷、配布し、広く法制宣伝を行うというように、訴訟は当事者間の

揉め事の解決に止まらぬ意義を有していた。

また、簡易、迅速であることが重んじられ、基本的には二審制が採られた。現地裁判および巡回裁判の制度が行われ、開廷の場所は管轄区内の司法機関・政府所在地とする⁴ことも、また、その他の適当な場所を選ぶこともできた。「馬錫五裁判方式」が提唱され、お役所仕事のやり方には反対し、訴訟費用は取らなかつた。

また、大衆が国家管理に参加し、裁判業務を監督する良い形式であり、民事紛争の正しい解決にも資するとして、参審制が採られた。参審には、①司法機関が適切な人を招いて参審員とし裁判に参加させる、②民衆団体が参審員を選挙する、③機関・団体・部隊が代表を選び派遣して参審させるという三つの方法があつた。

そして、革命根拠地では調停活動が広く行われた。解放区の調停には、①双方当事者がそれぞれ同郷の者、仲間や友人、組織を招請して行われる民間の調停、②民間の調停が成立しないときに当事者が村(区)政府に申し立てて行われる政府の調停、③司法機関の調停という三種類の方式があり、中でも民間の調停が特に重視された。

弁護士制度は確立されなかつたが、当事者はその親族や法的知識を有する人に訴訟の代理を頼むことができ、また、人民団体(党・政府に属さない民間の大衆組織)は、その構成員の訴訟に人を派遣して代理させることができた。

(二) 集権的計画経済と民事裁判

建国後、公有化により経済の主体は国有企業、集団企業となり、政府と企業は一体化して、集権的計画経済が進められて行く。国家が経済手段と経済政策決定権を独占し、経済に対し行政的手段による直接的管理と全面的コントロールを行うようになる。取引の自由は存在せず、外国貿易も国家によって独占的になされ、生産物の交換は国家の計画に基づき、価格は統制され、食料、衣料等の基本的消費財は配給制度により分配された。この時期の中国においては、国有企業、集団所有制企業との財産関係は、命令・服従を特徴とする经济管理関係と企業間の平等と等価交換を特徴とする契約関係とが一体化した経済契約となる。経済契約には契約自由の原則は適用されず、それは一定の経済目的を実現するために相互の権利義務関係を明確にする法人間の合意であり、国家の計画的管理の道具にすぎないと捉えられた。資本主義国家においては、市民間の取引と企業間取引は私的自治を中核とする民法によって規律されるが、私有財産制度を否定し、自由競争と市場経済を否定する社会主義体制の下では、人々の生活関係は公法的な規制を広く受けることになり、私法の規律する領域は限られてくる。⁵

民事訴訟についていえば、このような国家の経済に対す

る全面的コントロールは、訴訟活動にも反映されて、裁判所の職権が非常に強い訴訟モデルが形成された。裁判所は国家を代表して当事者の訴訟行為に関与する。他方で、企業は直接政府のコントロールを受け、その経営は計画を完成することであり、損益を考慮する必要はなく、政府と一体化した企業の自主性は制限されたことから、訴訟においても十分な権利行使は期待できない。裁判所は主導的な役割を果たし、当事者は受動的地位に止まり、訴訟モデルは濃厚な行政的色彩を帯び、職権主義的特徴が際立つことになる。

また、市民社会では、訴訟の対象は利益衝突、個人の利益をめぐる争いであるとみられるのに対し、この時期の中国においては計画経済体制の下、個人の利益は問題とならず、経済活動の中で紛争が生じ、訴訟が行われるのも国家または集団の利益のためである。よって、訴訟に費やされるコストを国家が負担し、裁判官が訴訟資料の調査、収集を一手に引き受けるのも理に適うことであつた。

(三) 民事訴訟法〈試行〉の制定

一九四九年二月、中国共産党中央委員会は「国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することについての指示」を公布し、国民党政府の法制度は排除され、早急に新たな司法制度を確立しなければならないと考えられ

た。民事訴訟についても、中央人民政府法制委員会は一九五〇年二月、「中華人民共和国訴訟手続通則（草案）」を起草し、国民党政府の手続を、人々を圧迫し、煩瑣で遅延する、形式主義的な反動的司法機関の手続であるとして廃し、革命根拠地・解放区の司法を継承し、人々の便宜をはかり、簡易迅速な、実事求是の訴訟手続が目指された。

しかし、民事訴訟法はその後も暫くの間制定をみず、現行民事訴訟法の原型となる法は、改革開放後によく制定されている。一九七八年二月、中国共産党第一期三中全会において社会主義現代化建設への移行が決定されてから、中国は対外開放政策をとり、経済改革を進めて行くが、それに伴い法制の整備が急がれ、立法が進められる。「中華人民共和国民事訴訟法〈試行〉」も、一九八二年一月一日より全国に施行された。

そして、この建国後初の民事訴訟法は、旧ソ連の民事訴訟の影響を強く受けていた。旧ソ連の訴訟モデルは、基本的に大陸法の職権主義の訴訟モデルを採用し、国家の関与を前提とした裁判所主導の訴訟体系を作り上げ、とりわけスターリン時代には職権主義が更に強化された。建国後、中国は政治制度、経済制度のみならず、法学理論、訴訟モデルにおいても旧ソ連の法を継受した。

経済は変わり行くも政治体制は変わらず、民事訴訟法〈試行〉も改革開放後の社会を指向するというよりは建国

後初の民事訴訟法として、一九五〇年の草案と同じく資本主義国に対する優越性を示す民事訴訟法として制定された。すなわち、資本主義国家の民事訴訟は複雑で費用も時間もかかり過ぎるとの批判のうえに、より簡易で迅速な手続が目指されており、また、個人間の紛争を国家や集団の利益との調和においてとらえ、国家が全体の利益と社会の調和を守るために民事訴訟に関与することを認め、客観的眞実を追求するとの考えから当事者の意思を制限するとともに、弱者に配慮し実質的平等を求めるとして自己責任を否定した。

(四) 職権主義的裁判

こうして生まれた民事訴訟法〈試行〉は、極端な職権主義的訴訟であった。その民事裁判モデルは強烈な職権主義の特徴を帯び、裁判官が訴訟の全過程において主導的役割を果たす。訴訟手続の開始は当事者の訴えによるもの、執行手続、保全手続等は当事者の申立てがなくても職権により開始することができ(92、166)、裁判所の職権による再審が認められる(157)。また、第二審裁判所は、当事者の申立ての範囲にかかわらず、全面的に職権審査を行うものとき(149)、訴訟手続の終了については、請求の放棄・認諾は認められる(46)が、訴えの取下げを認めるかどうかは人民法院の裁定による(114)等、当事者の意思

は制限されている。

とりわけ職権による積極的、全面的な証拠の調査・収集は際立った特徴であった。民事訴訟法〈試行〉五六条は、当事者の証拠提出責任を定めると同時に、「人民法院は法定の手続に従い、全面的、客観的に証拠を調査、収集しなければならぬ」とした。これにより、「当事者が口を開くと、裁判官は走り回る」と言われる裁判が行われることになった。裁判官は当事者が提出した証拠について調査・確認しなければならず、また、当事者が提出していない証拠についても、証人を審尋し、実地調査し、調査・確認しなければならぬ。活動の時と場所は裁判所内に限られず、当事者の訴訟上の請求の範囲にも制限されず、当事者の役割は裁判官への協力として捉えられる。裁判官は現場に深く入り込み、証拠を調査・収集し、当事者の訴訟上の権利、実体的権利に対する裁判所の介入により、判決ではなく、可能な限り和解を成立させることを目的として訴訟手続は進行する。

我が国においては、財産関係を対象とする通常の民事訴訟については弁論主義が採用されるが、判決の内容を当事者の意思にかからせるべきでない公益性を有する訴訟、事項については職権探知主義が採られる。裁判所の職権による後見的介入を認め、判決の内容的正当性を高めようとするものであり、当事者自治の原則は後退する。しかし、民

事訴訟法（試行）制定時の中国においては、経済改革は開始されていたが、未だ民事紛争は私益の争いであるとは捉えられていない。私的自治の原則も適用されず、客観的眞実の追求は社会主義のイデオロギーからも強調される。民事訴訟はすべて公益に関わり、第三者に関わり、正しい裁判と実質的平等を実現するための国家の関与は不可欠となる。そして、影響が及ぶとされる第三者が特定されないのみならず、国家・集団の利益、さらには人民のための利益といった言わば漠然とした公益・根拠に基づき、対象を絞ることなく職権探知が適用される。民事紛争の多様性、紛争解決にあつての紛争の類型化・振分けの意識はなく、職権探知の適用対象についても限定されず、裁判所が強力な主導性を発揮する職権主義、職権探知は裁判所に持ち込まれるすべての民事紛争に適用されることとなる。そして、人民法院は「人民の」裁判所であつて信頼に足り、権限、裁量抑制の必要性は認められない。原告と被告の根本的利益は一致すると考えられることから、双方当事者は、対立するものとしてではなく、裁判所と協力して客観的眞実の追求という同一の目的に向かうものと考えられている。当事者と裁判所、三者一体となつた事案解明、紛争の解決が求められ、裁判所の積極的な関与は当然であり、かつ要請されることになる。

二 激動する経済・社会と民事訴訟法の改正

(一) 改革開放と民事紛争

中国の経済改革は、「計画経済を主とし、市場調節を従とする原則」(一九八一年)⁽¹⁶⁾、「公有制に基づく計画的商品経済」(一九八四年)⁽¹⁷⁾、「国が市場を調節し、市場が企業を誘導する」(一九八七年)⁽¹⁸⁾というように急激に進められて行く。そして、自由と民主化の気運が高まる中、一九八九年、天安門事件により一転改革の動向が危ぶまれるが、一九九二年一月、鄧小平が南巡講話で改革開放の加速を呼びかけると中国経済は再び急成長を始めた。同年一〇月の第一四回党大会では、「社会主義市場経済」の確立が決定され、一九九九年三月、全人代で憲法が改正され、民間企業的重要性が法的に認められる。

中国は、国家が経済に対し行政的手段により直接的管理と全面的コントロールを行う計画経済体制から、自由競争原理、市場法則の働く社会主義市場経済と呼ばれる体制へと転換を遂げ、二〇〇四年には私有財産の不可侵も憲法に明記された。現在、政治体制に根本的变化はみられないものの、中国経済は行政による統制を次々に廃し、資本主義国家との間に本質的差異は認められなくなっている。

経済活動の形式は多様に内容豊富になり、取引は増加

した。それに伴い民事上の争いも激増し、民事訴訟の件数も以前の比ではなくなった。経済改革は利益に対する積極的な追求を促し、利益衝突を生み、さらに、多様な経済組織形態が認められたことによる契約当事者の拡大とさまざまな責任制の導入は、訴訟提起の積極性を促した。

また、前述のように、計画経済体制の下では、国营企業、集団企業が経済の主体であることから紛争の処理は企業的主管部門が行い、農村においては農村末端幹部が処理した。したがって、裁判所の役割は狭く限定され、司法の機能は未発達であった。だが、国营企業内部では生産責任制がとられ、さらに所有と経営の分離により国营が国有になり、農村でも請負契約が行われるようになった。そして、従来紛争解決の役割を果たしていた企業主管部門、農村末端幹部について経営管理機能の改革がなされ、また、生産責任制や請負契約に関する紛争においては、それら従来の紛争解決主体が当事者の一方となったため、その紛争解決機能は衰退し、裁判所は重要な役割を担うこととなった²⁰。中国の民事訴訟の対象は制定時に想定されたものとは大きく異なり、裁判所には経済的利益の衝突による争いが持ち込まれるようになる。当事者間には争い、対立が明らかに存在し、根本的利益は一致するとの考え方から民事訴訟を捉えることは最早妥当ではなかった。

(二) 「民事訴訟法〈試行〉」の改正

しかし、前述のように、民事訴訟法〈試行〉制定時にあって中国は経済改革の初期の段階にあったため、計画経済を基礎とする社会はまだ実質的に変わっておらず、また、立法においても改革後の社会が見据えられてはいなかった。

そのため、「試行」制定後間もない八〇年代中、後期、早くも各地の裁判所でその負担が過重となった。制定時に比して事件数は激増したが、民事訴訟法〈試行〉が定める審理方式によれば、裁判所は証拠の調査、収集の責務を負っており、裁判官は当事者、証人を繰り返し審尋し、紛争発生地や当事者の職場等へ乗り込んで状況を調査、理解、検討しなければならず、その負担の重さに耐えられなくなっていくた。大量の民事事件が裁判所に流れ込み、事件は堆積し、あるいはなかなか受理されずに裁判所に対する信頼を損なうことになるが、原因は、裁判所の人的、物的能力の不足だけではなく、審理方式の低効率がより直接的な制約要素であった²¹。国家が費用を負担し、裁判官がすべてを担うような裁判方式は継続し難くなった²²。

一九八八年、第一四回全国法院工作會議で民事裁判方式改革が初めて提起され、一九九〇年、第五回全国民事裁判工作會議では、「主張する者が挙証する」との提起がなさ

れ、当事者の挙証責任が強く訴えられることとなる。そして、一九九一年四月九日、第七期全人代第四回会議で「試行」は改正、補充されて「中華人民共和国民事訴訟法」が正式に採択された。証拠の調査と収集についての裁判所の負担の重さが、改正の最も大きな動因となった。証拠の調査、収集の責務を当事者に負わせることは最も合理的な解決方法であると考えられた²³⁾。

しかし、この改正によっても、審理方式と訴訟体制に構造的変化が生じたとみることはできない。現行法制定時においても、まだ認識が不十分であったものと考ええる。この法は、経済改革の初期段階にあった一九八二年制定の民事訴訟法（試行）を基礎とし、経済改革が「計画経済を主とし、商品経済を補助とする」と称された段階にある一九九一年に修正、補充されたものであるが、裁判所が依然として極めて強いイニシアチブを発揮し、当事者は手続主体に相応しい地位を与えられず、訴訟経済の視点も欠くものであり、市場経済の発展に伴う民事訴訟の公正と効率の要求に全く適応できなかった。そのために、引き続き審理方式についての改革が進められることとなった。

（三） 当事者主義への転換

裁判所の証拠の収集と調査について、民事訴訟法（試行）（一九八二年）は、「人民法院は法定の手続に従い、全

面的、客観的に証拠を収集し調査しなければならない（56 II）と定めたが、現行法（一九九一年）は、以下のよう
に改めた。「当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できない証拠、または人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠は、人民法院は収集しなければならない（64 II）。人民法院は法定の手続に従い、全面的、客観的に証拠を審査し調査確認しなければならない（64 III）」。

また、司法解釈は、民事訴訟法六四条二項に定める当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できない場合について、当事者による証拠の調査取得の申立てと当該証拠の手懸かりの提出という要件を加えている（最高人民法院の民事経済裁判方式改革の問題についての若干の規定」（以下「裁判方式改革規定」と略称する）²⁴⁾ 3 I）。裁判所に全面的な探知義務を課すのではなく、当事者にも事案解明のための協力、努力が求められるようになった。

しかし、裁判所が事件の審理に必要であると認める証拠は職権により調査するという規定は残された（裁判方式改革規定3 I ④）。この規定により、裁判所は、必要であると考えさえすれば自ら証拠の調査、収集に当たる一方で、当事者からの求めがあっても必要であると認めずに拒絶することもでき、裁判所の証拠の調査・収集には結局のそこ

る制限がないことになった。その権限の行使は裁判所の裁量に委ねられることとなり、運用は恣意的であり、公平で公正な裁判に資することなく、弊害は大きかった。

この状況に鑑み、二〇〇二年に施行された「最高人民法院の民事訴訟の証拠についての若干の規定」（以下「証拠規定」と略称する）は、裁判所の証拠収集・調査の範囲を画定し、当事者の裁判所に対する証拠収集申立方法と手続を規定することにより、裁判所の恣意的な裁量権行使の抑制を図った。⁽²⁵⁾

すなわち、裁判所が事件の審理に必要であると認める証拠、裁判所が職権により調査できる証拠とは、①国家の利益、社会公共の利益または他人の合法的権利・利益を損なう可能性がある事実に関わるもの、②実体的な争いと関係のない手続的事項に関わるものをいい(15)、それ以外の場合に裁判所が証拠を調査・収集するにあたっては当事者の申立てによらなければならないとした(16)。

また、当事者が人民法院に調査・収集を申し立てることができる証拠とは、①国家関係部門が保存し、裁判所が職権により調査・収集すべき档案資料、②国家機密、商業上の秘密、個人のプライバシーに関わる資料、③当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できないその他の資料をいい、証拠の収集、調査の申立ては、挙証期間満了七日前までに受訴裁判所に書面により、被調査人の

基本的状況、調査しなければならぬ証拠の内容、証明できる事実および裁判所による調査・収集を必要とする理由を明らかにしなければならぬ。そして、裁判所は、証拠の調査・収集の申立てを認めないときは、通知書を送達しなければならず、当事者は通知書を受け取った次の日から三日間は再議を一度申し立てることができ、裁判所は再議の申立てを受けた日から五日以内に回答しなければならぬ(17、18、19)。

このように、裁判所が職権により調査、収集できる証拠、当事者が裁判所に調査、収集を求めることができ、証拠を具体化することにより、また、当事者の申立てを手続を明らかにすることにより、裁判所の職権探知の範囲を画すうとした。さらに、民事訴訟法(二〇〇七年改正)一七九条によれば、当事者が客観的原因により自ら収集できず、書面により裁判所の調査・収集を求めるも裁判所が行わなかったとき(15)にも再審理の開始が認められている。裁判所の義務違反を独立の再審事由としたものであり、その裁量に歯止めをかけることとなろう。

三 中国民事訴訟における真実の追求

(一) 証明度と証明責任

職権主義的審理方式の下、中国では事案の解明は裁判所の義務であると考えられていた。また、求められる解明度は極めて高く、証拠により認定される事実と実際に生じた事実とを一致させるべく、当事者に証拠の収集と提出を要し続けるのみならず、裁判所も多くの時間と精力を証拠の収集・調査に注がなければならなくなり、裁判効率は低下した。さらに、結果として証明度に達しない場合にも証明責任によって決することは躊躇われた²⁶⁾。

もとより、清末の「大清民事訴訟律（草案）」までの長い間、中国においては民事訴訟と刑事訴訟は不分離であり、証明責任については、中華民国の時代によく規定がみられることになる。また、中華人民共和国成立後は証拠の調査・収集についてはむしろ裁判所の責任が強調され、一九八二年に施行された民事訴訟法（試行）には、「当事者は自己の主張について証拠を提出する責任を有する」との規定がおかれたものの、これは行為規範としての証明責任の規定であると解され、事実の存否が不明な場合に当事者の一方が被る不利益である客観的証明責任については定められることがなく、それは改正・補充後の現行民

事訴訟法にもそのまま踏襲されている。その理由としては、人口の多くを占める法律についての知識も意識も低い農民に対し、当事者が証拠を提出できなければ敗訴するというのは酷であること、また、そのような規定をおくならば、裁判所の証拠についての調査・収集の職能の軽視につながり、その積極性を発揮させる妨げとなると考えられたからである²⁷⁾。

現在、司法解釈は、裁判所に当事者に対し挙証についての必要な説明、告知を行うことを義務付けたうえ（裁判方式改革規定1・2、証拠規定3）、当事者の挙証努力を促し、強調するものとなっている。証明責任の分配についても規定がおかれ（裁判方式改革規定74、証拠規定4・7）、裁判所が証拠の調査、収集に当たる場合にも、功を奏さなければ証明責任を負う当事者が不利益を受けることを明確にした（裁判方式改革規定3Ⅱ、証拠規定2Ⅱ）。

また、証拠規定六三条は、「人民法院は証拠により証明できる事件事実を根拠として裁判を行わなければならない」と定め、裁判の根拠となるのは客観的真実ではないことが確認された。証明度については、高度の蓋然性を要するが、例外として、証拠規定七三条は、「双方当事者が同一の事実についてそれぞれ相反する証拠を挙げるも相手方の証拠を否定するに足りる根拠がないときは、人民法院は事件の状況と合わせ、一方が提出した証拠の証明力が他

方が提出した証拠の証明力より明らかに大きいかどうかを判断し、証明力の比較的大きい証拠について認めなければならぬ」と下げ、続いて、「証拠の証明力によつては判断できず、争われる事実を認定し難いときは、人民法院は、証明責任分配の規則に基づき裁判をしなければならぬ」と定め、この規定においても真偽不明のときは証明責任によつて決することが明記された。

(二) 挙証期間

我が国においては、職権探知主義がとられる訴訟においては、時期に後れた攻撃防御方法であるとして却下することとはできないと解されている。真実の発見を理由とし、あるいは、事実の提出が裁判所の責任であり権限であることが理由とされる。⁽³¹⁾ 中国の民事訴訟も、実事求是を重んじ客観的真実を最大限に追求するために、判決前であれば如何なる証拠の提出も認めるべきであり、新たな証拠の拒絶は誤判の可能性を意味すると考え、裁判の正しさを保障するために、当事者は新たな証拠が見つかったときは、随時提出する権利を有するとした(民訴¹²⁵I・132⁽³⁾・179I)。しかし、中国においては、職権探知がとられる一義的な根拠は真実の発見ではなく、⁽³²⁾ また、その対象も今では私益に関する通常の争いであり、当事者の積極的な訴訟行為の推進と職権探知の制限が図られていることから事情は異なつて

いる。

また、我が国においては、弁論主義がとられる訴訟においても、時期に後れた攻撃防御方法却下の適用に積極的ではないが、中国では、現在、挙証期間を定めるものとし、期間を過ぎて提出された証拠は受け入れないとの規定をおくに至っている。訴訟のコストと効率の視点から、「証拠規定」は挙証期間についての規定をおき、証明責任、裁判所に証拠の調査申立てができる場合とともに、挙証期間とその効果を明らかにした挙証通知を送達すべきこと、挙証期間は裁判所の指定によることも当事者の合意と裁判所の同意によることもでき、指定による場合は三〇日より少なくてはならないこと⁽³³⁾、期間内に提出されないときは挙証の権利を放棄したものとみなされること等が定められた⁽³⁴⁾。

また、当事者は法廷で新たな証拠を提出できるとする民事訴訟法一二五条一項については、新たな証拠を限定し、①一審手続中は、一審の挙証期間満了後に新たに判明した証拠、客観的原因により挙証期間内に提供できず、裁判所の同意により延長された期間内にも提供できない証拠であり、②二審手続中は、一審の法廷審理終結後に新たに判明した証拠、当事者が一審の挙証期間満了前に裁判所に調査を申し立てたが同意が得られず、二審裁判所の審査の結果認められ当事者の申立てにより調査・収集された証拠であ

る(41)。そして、期間を過ぎて提出された証拠については、新たな証拠でなければ裁判所は受け入れず(43)、新たな証拠であると認められる場合であっても質証を行わなくてよい(34)とされた。

(三) 真実に迫らない当事者主義

中国の今日の民事裁判は、裁判官が事件発生地に入り込み、当地の幹部や大衆を通じて調査を行う方式の職権探知主義ではなく、当事者が証拠を提出し、法廷で証拠調べを行う当事者主義の審理方式へと換わっており、前述のように、裁判所が職権で証拠調べをしなければならない場合についても定められているが(証拠規定15)、実際には裁判所が職権で証拠調べを行うことはむしろ少なくなっている。そして、二〇〇二年に最高法院の「証拠規定」が施行されてからは、ますます当事者主義の徹底された訴訟運営がなされている。

しかし、他方で、人証は立法者の制度設計からほど遠く、ほとんど機能していない。なぜなら、中国の民事訴訟は証人の出廷を確保する法的手立てを欠いていることもあり、多くの証人は出廷を求められても応じない。中国では証人の出廷率は極めて低い。民事訴訟法七〇条は、「証人は出廷に支障があるときは、人民法院の許可を得て、書面による証言を提出することができる」と定め、証拠規定五

六条は証人の出廷に支障がある場合を具体化しているが、出廷に支障があると認められない場合にも、裁判所は書面による証言をもって口頭による証言に代えている⁽³⁵⁾。安易に代用され、審理は実質的には書面審理となっている。

また、書証に頼るのには中国の裁判官の力量にも関わっている。たとえ証人の証言が得られたとしても、中国の裁判官は事実認定において間接事実を積み上げて心証を形成するようなことは苦手であると言われる。証拠規定六四条は、「裁判官は、法廷の手續に従い、全面的、客観的に証拠を審査し、法律の規定に基づき、裁判官の職業道徳を遵守し、論理的推理と日常生活の経験により、証拠が証明力を有するか否か、および証明力の大小について独立して判断を行い、かつ、判断の理由と結果を公開しなければならない」としており、自由心証主義がとられているという⁽³⁶⁾が、他方で、証拠の運用と証明力についての規定が少なくないのは、そのような中国の裁判官の現状を反映しているものと考える。例えば、証拠規定七七条は、「人民法院は、数個の証拠の同一の事実に対する証明力については、以下の原則により認定することができる。(1)国家機関、社会団体が職権により作成した公文書の証明力は、一般にその他の証書より大きい。(2)物証、档案、鑑定結論、实地調査記録または公証、登記された証書の証明力は、一般にその他の書証、視聴覚資料および証人の証言より大きい。(3)

原証拠の証明力は、一般に伝聞証拠より大きい。(4)直接証拠の証明力は、一般に間接証拠より大きい。(5)証人が提供した、その親族その他の密接な関係を有する当事者に有利な証言の証明力は、一般にその他の証人の証言より小さい。」と定める。また、同規定六九条は、「以下の証拠は単独で事件の事実認定の根拠とすることはできない。(1)未成年者が行ったその年齢および知力に不相当な証言。(2)当事者の一方またはその代理人と利害関係ある証人が行った証言。(3)疑問点がある視聴覚資料。(4)原本、原物と照合することができない印刷物、複製品。(5)正当な理由なく出廷せずに行われた証人の証言。」と定める。

また、中国の証人尋問は、裁判官が主宰し、法廷調査手続として、当事者の申立てにより行われる。そして、民事訴訟法には尋問のやり方について明確な規定はないが、「当事者は、法廷の許可を得て、証人……に発問することができる」(125 II)と定めており、ここにいう当事者にはもちろん双方当事者が含まれると考えられるため、交互尋問制を排してはいないと解される。³⁷⁾しかし、実際には交互尋問制はとられておらず、反対尋問の砲火を浴びることもないため、その信憑性は弱まっているといわれる。³⁸⁾

五 裁判監督手続の改正

(一) 民事訴訟モデルの転換と再審制度

不服申立てが尽きると裁判は確定し、前訴で審判対象となり判断された権利・法律関係が後訴で再び問題となっても、当事者はそれと矛盾した主張ができず、また、裁判所もそれと抵触する判断をすることができなくなる。このような確定判決の判断内容の後訴での通用力または基準性を既判力(日民訴114)という。判決による公権的解決を蒸し返し、あるいは覆すことが認められるならば訴訟の目的である終局的な紛争解決が得られないため、確定された権利・法律関係の法的安定性を図る必要がある。また、有利な確定判決を得た当事者の地位の安定の要請もある。既判力はこの法的安定性を根拠とする。では、不利な当事者にとって既判力の遮断効が正当化されるのはなぜかといえ、公正な裁判所において公正な手続の下で主張、立証を十分に尽くす機会が与えられたこと、手続保障が十分に与えられた結果としての自己責任であると考えられる。³⁹⁾そして、我が国において、再審の訴えは、確定判決に対する不服申立てであり、一度生じたこの既判力を排除するものであることから、特別的、例外的な、非常の不服申立て、救済方法であると位置づけられる。⁴⁰⁾

これに対し、中華人民共和国では、何よりも客観的眞実が追求されたため、当事者が望むと望まぬとに拘らず、間違いがあればあくまでも正されるのが理想であった。そして、建国後初の民事訴訟法成立時（一九八二年）には、当事者の実質的平等、弱者保護を理由として、訴訟は裁判所の強力な職権により進められ、当事者の自己責任を否定する民事訴訟手続が構築された。裁判の正しさは実体的正しさとのみ捉えられ、手続の公正は裁判の正当性の根拠とはされず、手続は軽視され、当事者の手続主体としての地位も欠如した。

客観的眞実を追求し、誤りを正すことが法的安定性よりも重んじられるところでは、既判力の觀念は希薄となる。また、裁判所が強大な職権をもって訴訟を推し進め、当事者に手続主体としての十分な地位が与えられないならば、手続保障に伴う自己責任という考え方も生まれてこない。ゆえに、中国で長い間、既判力について論じられることがなかったのも無理のないことなのであろう。そして、中国において再審手続は、このように既判力が軽視されることと、また、当事者に十分な手続保障が与えられないことから、理論においても運用においても例外的なものではなくなり、頻繁に開始されることになる。

しかし、裁判所がすべてを担うような職権主義的審理方式は訴訟の激増により効率の面から破綻をきたし、当事者

主義の審理方式へと転換がなされるようになる。当事者が審理の客体にすぎぬ運用となっていることは批判的となり、形骸化された手続を再度規範化し、当事者の手続主体としての地位を回復すべく手続を具体化する改正が行われている。また、挙証期間を定め、証明責任を明確にするといった改正の方向は、訴訟で求められる眞実を相対的なものにならざるを得なくし、当事者の自己責任を認める結果となっている。

さらに、市場経済の導入により、裁判所に持ち込まれる紛争は我が国と変わらないものとなり、訴訟も激増した。訴訟により利益衝突が適正かつ終局的に解決されることは、改革後の社会・経済にとって極めて重要な意義を有するようになる。我が国でも規制緩和により司法の役割が問い直され、重視されるにいたったが、中国でも計画経済から市場経済への転換により、裁判所には事後救済の機能をしっかりと果たすことが期待される。いつまでも容易に覆される可能性のある裁判では、その期待に應えることはできない。法的安定性の要請と手続保障に伴う自己責任の肯定により、中国においても、今後は、既判力の意義を認め、それを顧みない再審手続は見直されて然るべきであろう。

(二) 中国再審制度の特徴と二〇〇七年の改正

中国の再審手続・裁判監督手続は我が国とは異なり、当事者の申立てのほか、検察院の申立て（抗訴）による場合、裁判所の決定による場合にも開始される。そして、中国では二審制が採られており、裁判の誤りを正す機会が少ないために、再審は不服申立ての機会の不足を補う役割も有すると考えられている。⁴⁶⁾

裁判所は自ら下した確定判決について、また、最高裁判所および上級裁判所は、下級裁判所の確定判決について誤りがあると認めるときは、自ら審理し、あるいは下級裁判所に再審を命ずることもでき、その事由には制限がない（民訴177）。当事者と検察機関については再審事由が定められている（民訴179・187・188）が、我が国におけるより広く捉えられている。

二〇〇七年に中国では民事訴訟法の部分的改正がなされるが、その主眼の一つが再審手続であった。再審申立てが多い一方で不受理も多いということで、再審事由を五つから一三に具体化し、当事者の申立ての便宜を図るとともに、裁判所の裁量の幅を狭くした。⁴⁷⁾改正された民事訴訟法一七九条一項は、「一 新たな証拠があり、判決・裁定を覆すのに十分であるとき。二 原判決・裁定で認定された基本的事実が証拠を欠くとき。三 原判決・裁定の事実認

定の主要な証拠が偽造されたものであるとき。四 原判決・裁定の事実認定の主要な証拠について質証⁴⁸⁾が行われていないとき。五 事件審理に必要な証拠について、当事者が客観的原因により自ら収集することができず、人民法院に調査・収集を申し立てたが、人民法院が調査・収集していないとき。六 原判決・裁定の法律適用に確かに誤りがあるとき。七 法律の規定に違反し、管轄に誤りがあるとき。八 裁判組織の構成が不適法である、または法律に従って回避されなければならない審判人員が回避されていないとき。九 訴訟無能力者が法定代理人に代理されず、または訴訟に参加しなければならぬ当事者が、本人または訴訟代理人の責めに帰すことのできない事由により訴訟に参加していないとき。十 法律の規定に違反し、当事者の弁論の権利を剥奪したとき。十一 呼出状によらずに、欠席のまま判決したとき。十二 原判決・裁定に遺脱があるとき、または訴訟上の請求を超えているとき。十三 原判決・裁定の基礎となつた法律文書が取り消されたとき、または変更されたとき。」と定める。また同一項は、「法定の手続に違反し、事件の正しい判決・裁定に影響を及ぼし得るとき、または審判人員が当該事件を審理するにあたって取賄をおこなない、法を曲げて裁判行為を行ったとき」を再審事由として定めている。

中国では我が国より再審事由が広く定められている。そ

して、証拠の不足や新たな証拠の出現を理由とする事実認定の不当を問う事由が際立っている。「裁判監督手続適用解釈」⁽⁴⁵⁾によれば、その不当性が甚だしい場合を想定しているようではあるが、訴訟モデルの転換が進められた後の二〇〇七年に定められているにも拘らず、これらの事由からは中国の再審手続は依然として裁判の実体的誤りを正すことを重視していることがみてとれる。

そして、中国において再審事由として多くの実体的事由がおかれ、再審の認められる範囲が広く、制約が緩やかであるのは、前述のように客観的真實の追求という理念的理由があったが、その理念が変容し、訴訟モデルが転換され、二〇〇七年の改正においても依然として多くの実体的事由がおかれているには司法・裁判をとりまく現実的な理由がある。現在の中国は、裁判官に平準化された法律知識と実務経験、職業道徳が期待できず、また、二審制をとり法律審としての上告審を欠いている。さらに、司法の威信、既判力の觀念を欠くために、当事者は、たとえ不利な結果であったとしても裁判結果を受入れ、また、たとえ眞偽不明に陥り、証明責任により判決が下されたとしても従うのだというように考えることは難しい。実際にも当事者の再審の申立ては、事実認定と法適用についての事由によるものが大部分を占めている。このような制度的基盤および法律文化の下で、実体的再審事由を認めないことは、裁

判の実体的正義、当事者の実体的権利の保護という民事訴訟の根本目的に反し、反って司法に対する信頼を損なう可能性がある⁽⁴⁶⁾。

しかし、また、二〇〇七年の改正は手続の公正も重視したものであった⁽⁴⁷⁾。実体的誤りのみを正すものであった民事訴訟法（試行）（一九八二年）に比べると、一九九一年に改正された法は、判決の結論との因果関係を要求するものの手続違反一般を再審事由とし、二〇〇七年改正の現行法になると、重大な手続上の瑕疵を判決への影響を要せずに再審事由として具体化し列挙して加えている⁽⁴⁸⁾。これは軽視され、形骸化していた手続の回復を重視したものであると考える⁽⁴⁹⁾。

注

〈1〉 常怡主編『民事訴訟法新論』（中国政法大学出版社、第一版、一九八九年）二頁以下、周道鸞主編『民事訴訟法教程』（法律出版社、第一版、一九八八年）一七頁以下、柴發邦主編『民事訴訟法学』（法律出版社、第二版、一九八七年）一四頁以下参照。

〈2〉 「人民」とは、労働者階級・農民階級・小資産階級および民族資産階級をいい、地主階級・官僚資産階級その他の人民の利益に反する者、人民と敵対する者は除外される。

〈3〉 「民間のもめごとや争いは、社会の調和や秩序を乱す

おそれのあるもの」だとする民事紛争に対する伝統的な見方の現代的反映であると指摘される(王亜新『中国民事裁判研究』日本評論社、第一版、一九九五年、二五頁)。

〈4〉抗日戦争の時期に、中国共産党が指導する根拠地で実行された人民大衆の便宜をはかった巡回裁判制度をいう。陝西・甘肅・寧夏辺区隴東分区の責任者兼高等裁判所分廷廷長であった馬錫五によって創始されたため、馬錫五裁判方式と命名された(喬偉主編『新編法学詞典』山東人民出版社、第一版、一九八五年、七二頁)。彼は「多くの難件を適切に解決し、多くの誤判を是正した点において高い評価を得た」という(季衛東『中国的裁判の構図』有斐閣、二〇〇四年、二五頁)。田中信行「中国民事訴訟法の制定意義と特徴」『アジア経済旬報』一二四一号(一九八二年)九頁以下、国谷知史「建国期の裁判制度」『季刊中国研究』一九八六年五号、一六頁以下に紹介されている。

〈5〉旧ソ連の法学理論によれば、法はすべて公法であり、私法の存在は認められない。一九九二年、「ロシアソビエト連邦社会主義共和国民法典」の制定過程で、レーニン「我々はいかなる「私的な」ものも認めず、我々のみるところでは、経済領域における一切は公法の範囲に属し、何らの私的なものもない……そのため国家の「私法」関係に対する関与を拡大し、「私人」の契約を廃棄する国家の権力を拡大しなければならず、ローマ法典ではなく、我々の革命的法意識を「民事法関係」に運用しなければならぬ」と指摘した(景漢朝・盧子絹「経済審判方式改革

若干問題研究」江平編『民事審判方式改革と発展』中国法制出版社、第一版、一九九八年、一九頁参照)。

〈6〉陳桂明「民事訴訟模式之選択与重塑」江平編、前掲注〈5〉、一八六頁参照。

〈7〉しかし、改革開放以前、企業間の経済契約上の紛争は、主管行政機関による仲裁により処理され、また、交通事故、医療事故、建築、治安管理等の紛争についても、主管行政機関は行政法規に基づき処理した。さらに、農村と城鎮(都市と町)の共同体構成員内部の日常的近隣紛争、家庭内紛争、些細な民事紛争は、人民調停機関が解決にあたった(范倫『非訴訟紛争解決機制』中国人民大学出版社、二〇〇〇年、四五九頁以下参照)ため、裁判所の役割は狭く限定され、民事訴訟の対象として想定された民事紛争は限られたものであった。

〈8〉「試行」の二文字が付されたのは、慎重に処理することが目的であって立法の一方法にすぎず、その効力に影響を与えるものではないとされる。江偉『民事訴訟法学』(文化芸術出版社、一九八六年)二〇頁、常怡主編、前掲注〈1〉、六四頁参照。

〈9〉王勇飛ほか『法学基礎理論参考資料中』(北京大学出版社、第二版、一九八五年)六九二頁以下、呉大英ほか『中国社会主義基本理論』(法律出版社、第一版、一九八七年)三〇頁参照。

〈10〉国家の関与は、「本質について言うと、人民法院が国家を代表して個人および企業事業組織・機関・団体の間の

民事上の法律関係に關与し、これらの關係を社会主義法制の要求に合致させ、以つて社会主義經濟關係の發展を促すのである」(柴發邦主編、前掲注(一)、九二頁)と考えられた。

〈11〉柴發邦主編、前掲注(一)、五一頁参照。

〈12〉資本主義國家の法の前の平等は形式的、虚偽的なものであると批判される(柴發邦主編、前掲注(一)、七七、八四頁参照)。

〈13〉これらは訴訟を当事者の意思で終了させるといふ面のみならず、紛争解決内容も当事者の意思で決定させ、そこに判決と同等の効力を付与することから、職権探知の根拠とする公益の内容によつては、認めるべきでないといふ場合があり得る。しかし、中国の職権探知主義は第三者の利益への影響を理由とするよりは、むしろ弱者を保護し、自己責任を否定して眞実を追求することに主眼がおかれ、何よりも民事訴訟は当事者の納得による紛争の解決を第一とすることから、裁判所が強い主導性を發揮し、全面的に事案解明の責任を負い、人民の裁判所として当事者間の紛争に介入するのであるから、手厚いフォローを行い、十分に理解できるよう努めた上での当事者の納得による判断であるとして紛争解決内容についての当事者の意思を尊重してよいと考えたのである。

〈14〉邢清江・陳健・張艶「当事者主義——我国民事訴訟模式的必然選択」江偉ほか編『民事訴訟机制的变革』(人民法院出版社、第一版、一九九八年)二八八頁参照。一度訴

訟が開始されても、話し合い、両者の合意により解決することが望ましく、裁判所は可能な限り和解の成立に努めるべきであるとされる。

〈15〉新堂幸司『新民事訴訟法』(弘文堂、第三版補正版、二〇〇五年)三九五、四一五頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)』(有斐閣、二〇〇五年)二七六頁参照。

〈16〉陳雲「經濟建設の幾個重要方針(一九八一年一月二十二日)」『十一届三中全会以来重要文獻選讀 上冊』(人民出版社、第一版、一九八七年)三九四頁参照。

〈17〉「中共中央關於經濟體制改革的決定(一九八四年一月二〇日)」『十一届三中全会以来重要文獻選讀 下冊』(人民出版社、第一版、一九八七年)七七六頁参照。

〈18〉『北京週報』一九八七年四五、別冊文獻③、一二頁参照。

〈19〉注7参照。

〈20〉一九七九年には經濟裁判廷が設置され、經濟契約上の紛争事件が処理されるようになる。また、一九九九年の最高人民法院活動報告では、①国有企業破産事件を含む国有企業改革に關わる事件、②農村請負契約紛争事件を含む農村關連事件、③住宅制度改革と不動産業の中から生じたさまざまな紛争についての審理の強化が報告されている。

〈21〉景漢朝・盧子絹、前掲注(5)、一五頁参照。

〈22〉社会の価値の多元化により、民主集中制を活動方式とする人民の裁判所であることを理由として裁判の正当性を保持することも難しくなった。訴訟手続の運用を推し進め

る多大な権限を裁判官に委ね、裁判官の品格、能力に大きく左右される裁判システムは適応しなくなってきた。

〈23〉 謝遠東「民事審判方式改革の社会考量与思想」江偉ほか編、前掲注〈14〉、二四八頁参照。

〈24〉 一九九八年六月、裁判委員会第九九五回会議で採択され、各地の法院の随意な「裁判方式改革」について規範化した。当該規定は冒頭で明確に、その制定の目的は「中華人民共和国民事訴訟法」を正しく適用し、社会主义市场经济に適應する民事経済裁判メカニズムを確立し、法により、正しく、速やかに事件を審理することである」と述べている（趙鋼「正確処理民事经济审判工作中的十大關係」『法学研究』第二一卷第一期、一八頁、景漢朝「審判方式改革的“一二三四五”理論」『中国律師』一九九二年第二期、三二頁参照）。

この規定についての翻訳と日本語による説明は、射手矢好雄「中国における民事裁判の改革」『国際商事法務』二六巻八号（一九九八年）八四六頁以下がある。

〈25〉 「証拠規定」は、当事者自らの証拠収集のために必要な手段も提供した。当事者主義は、当事者が必要な証拠を集めることができることを前提としており、当事者には証拠収集のための手続、手段がなければならないが、それらを欠いていた。そのために当事者による立証が難しくなり、裁判所が調査に乗り出すのであれば、当事者主義は実効性の伴わないものとなるであろうし、また、裁判所が調査しないならば、証拠が相手方当事者や証人の掌中にある

ことを知りながら当事者には収集の術がないということになる。よって、当事者自らの証拠収集手続については、当事者の申立てにより、証拠が多い、あるいは複雑難解な事件については答弁期間満了後、開廷審理前の当事者の証拠交換を行わなければならないと定め（37）、その方式、効力についても定められた（38〜40）。

〈26〉 常怡主編『民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、改訂版、二〇〇二年）二二二頁、江偉主編『民事訴訟法』（高等教育出版社、第二版、二〇〇四年）一五四頁参照。

〈27〉 「こうした当事者の「举证責任」は、証人や関係者の証言・証拠提供義務と比べると、その性格にかなり近付いているといわざるをえないのである。当事者の「举证責任」と証人の証言、関係者の証拠提供義務とのこのような類似性は、当事者の地位の職権探知の対象、客体としての側面を示すものである」と指摘される（王亜新、前掲注〈3〉、一六頁）。

〈28〉 常怡主編、前掲注〈26〉、一九九頁以下参照。

〈29〉 客観的証明責任を否定するのではなく、行為責任の結果としての不利益負担との考え、また、それを条文化することを否定したものだと考えられる。裁判官が証拠の調査・収集に責任を負うとされた場合であっても、民事訴訟が過去の事実を認定するものである以上、真偽不明となる可能性は否定できない。その場合、裁判を拒否することができないとすれば、真偽不明によって、いずれかの当事者に不利な結果が及ぶと考えられる。したがって、規定さ

れ、条文とならなくても、客観的証明責任は存在するはずである。しかし、中国においては、「解釈論としては、訴訟進行の結果、真偽不明の場合に客観的拳証責任規則に基づいて当事者のどちらか一方に不利な判決を下すことは、「実事求是」の思想路線および民事訴訟法五条の規定した「事実を根拠とし、法律を準拠としなければならない」との原則に違反するとされ……裁判所は、あくまでも事案の真相を完全に明らかにした場合にしか判決を言い渡せない」とされ」た（王亜新、前掲注〔3〕、一〇頁）。

〔30〕 江偉主編、前掲注〔26〕、一八九頁、常怡主編、前掲注〔26〕、二二三頁参照。

〔31〕 山田文「職権探知主義における手続規律・序論」『法学論叢』一五七卷三号（二〇〇五年）一二頁、岡垣学『民事訴訟手続法』（第一法規、一九八一年）一八九頁、山木戸克己「弁論主義の法構造」『民事訴訟法論集』（有斐閣、一九九〇年）一頁以下、竹下守夫・伊藤眞編『注釈民事訴訟法（三）』（有斐閣、一九九三年）二九三頁以下「山本克己」参照。

〔32〕 前掲注〔13〕参照。

〔33〕 また、再審手続（裁判監督手続）においても当事者による新たな証拠の提出を認めるのであれば、新たな証拠の提出により、いつまでも裁判が覆されることになり、裁判の安定を損なうことにもなることから、再審（裁判監督手続）申立ての要件としての新たな証拠（民訴179）についても、原審の法廷審理終結後に新たに判明した証拠に限ら

れた（証拠規定44）。

〔34〕 一九九九年から二〇〇一年に、裁判官の職権による証拠収集があったケースは一五%前後にすぎないことが報告されている（王亜新「中国民事訴訟の審理構造についての一考察」徳田和幸ほか編『現代民事司法の諸相——谷口安平先生古稀祝賀』成文堂、二〇〇五年、二八七頁参照）。

〔35〕 張永泉「書証制度的内在机理及外化規則研究」『中国法学』二〇〇八年第五期、一一頁以下参照。

〔36〕 王、前掲注〔34〕、二八五、二八七頁参照。

〔37〕 黄松有主編、最高人民法院民事審判第一庭『民事訴訟証拠司法解釋的理解与適用』（中国法制出版社、二〇〇二年）二七六頁参照。

〔38〕 黄宗智・巫若枝「取証程序的改革——離婚法的合理与不合理实践」『政法論壇』二六卷一号（二〇〇八年）七頁参照。

〔39〕 高橋、前掲注〔15〕、五二三頁以下参照。

〔40〕 判例の言葉を借りれば、「具体的正義のため法的安定を犠牲にしても、これが取消を許容しようとする非常手段である」（最判昭和四六年六月三日判時六三四号、三七頁、判夕二六四号、一九六頁）。

〔41〕 常怡主編『民事訴訟法学』（中国政法大学出版社、二〇〇八年）三三四頁参照。

〔42〕 さらに、二〇〇八年一月には、最高人民法院より、司法解釋である「中華人民共和國民事訴訟法」の裁判監督手続の適用についての若干の問題に関する解釋（以

下、「裁判監督手続適用解釈」と略称する）が公布された。

〈43〉 民事訴訟法六六条、証拠規定四七条に定める証拠を質すための手続。

〈44〉 証拠規定三条二項・一六条・一七条参照。

〈45〉 注〈42〉参照。

〈46〉 我が国の民事訴訟においては、正義必勝の考え方が強く、実体的正義が手続的正義に優先し、裁判官依存型の審理となっているため、民事訴訟制度の目的として手続保障を捉え、手続的正義を優先させ、当事者自律型審理へと転換すべきであるとの議論もある（伊藤眞ほか『民事訴訟法の論争』有斐閣、二〇〇七年、一七一頁以下参照）が、再審制度においては、法的安定性に関わることから、中国に比べて実体的事由は限られている。

〈47〉 趙鋼・劉学在「民事審判程序修改過程中若干爭議問題之思考」『中国法学』二〇〇九年第四期、一六二頁以下参照。

〈48〉 江偉・邵明「中華人民共和國民事訴訟法」改訂に関する決定『國際商事法務』三六卷九号（二〇〇八年）一九六頁以下参照。

〈49〉 再審制度をさらに実体監督から手続監督へと転換すべきである。手続的事由を中心とせよと主張するものとして、湯維健「中国の民事再審制度モデル変遷について（下）」『國際商事法務』三七卷七号（二〇〇九年）九五六頁以下がある。

〈50〉 手続の形骸化、中国の民事裁判の実際については、拙

著『現代中国の民事裁判——計画から市場へ、経済改革の深化と民事裁判』（成文堂、二〇〇六年）四〇頁以下で紹介している。